

令和 7 年 10 月 15 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局地域振興部住民課
担当：川森・伊藤（972 - 3177）
（21 時 30 分まで職員が待機します。）

8 月 12 日に発生した本市住民基本台帳ネットワークシステムの障害に伴う マイナンバーカードの失効について

みだしのことにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。対象となる市民の皆様にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

1 概要

令和 7 年 8 月 12 日（火）に、本市住民基本台帳ネットワークシステムに障害が発生し、本市システムと国等のシステムとの間のデータ連携が一時できなくなりました（参考を参照）。

この障害の影響により、障害発生日に名古屋市内における区をまたぐ住所異動の届出等を行った方のマイナンバーカードが、10 月 14 日（火）に失効したことが判明しました（※）。

※ マイナンバーカードについては、転出届を行った後、30 日以内に転入届及び継続利用手続きを行う必要があります。さらに 30 日を経過するとマイナンバーカードが自動的に失効します。今回はデータ連携が行えなかった影響により同様の事象が発生し、60 日経過後の 10 月 14 日に失効したものです。

2 対象者数及び主な影響

2 4 5 人

- ・対象の方のマイナンバーカードが使えなくなるため、再発行の手続きが必要となります。再発行手続きには、1 週間から 10 日程度かかります。
- ・マイナンバーカードが失効すると医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認ができなくなります。マイナンバーカードの再発行までに保険証が必要となる場合は、ご加入の各保険者に資格確認書の発行についてご相談ください。国民健康保険に加入されている場合は、お住まいの区の区役所・支所で発行いたします。後期高齢者医療制度に加入されている場合は、交付されている資格確認書をご利用ください。
- ・マイナ免許証の免許情報の有効性には影響しません。

3 対応状況

対象の方には、謝罪及び事情の説明を行うとともに、マイナンバーカードの再発行の手続きをいただくよう依頼します。

なお、8月13日（水）以降の届出に関しては、同様の事象は発生していません。発生原因の詳細については現在調査中です。

（マイナンバーカード再発行手続き）

対象の方に、お住まいの区の区役所・支所にご来庁いただき、特急発行の受付を行います。受付後、1週間から10日程度で、住民登録をいただいているご住所にマイナンバーカードが届きます。

また、土日祝日には、マイナンバーカード出張窓口（※）で臨時受付を行います（市内4か所で開設。開設時間は12時から18時）。

※ マイナンバーカード出張窓口の会場は特設サイト

<https://nagoya-mynumber-card.jp>



（参考）令和7年8月12日に発生した住民基本台帳ネットワークシステムの障害の概要

1 発生日時

令和7年8月12日（火）午前9時15分頃から午後5時15分まで

2 概要

本市住民基本台帳ネットワークシステムのソフトウェア更新を行う際に、システム事業者による設定漏れがあり、本市システムと国等のシステムとの間におけるデータ連携ができなくなったものです。